

公立大学法人秋田県立大学情報セキュリティ対策基本方針

令和8年3月25日

(目的)

第1条 公立大学法人秋田県立大学（以下「本学」という。）は、「21世紀を担う次代の人材育成」及び「開かれた大学として、秋田県の持続的発展に貢献」を基本理念として掲げている。本学が保有し、又は管理する情報資産は、研究・教育活動の根幹をなすものであり、その公開性及び利便性の確保は重要な社会的要請である一方、適切な安全管理もまた不可欠である。本学は、情報資産の機密性、完全性及び可用性を適切に確保することにより、基本理念の実現に寄与するため、本方針を定める。

(定義)

第2条 本方針において用いる用語の定義は、別に定めるところによる。

(情報セキュリティ対策)

第3条 本学は、情報資産に対する脅威から情報資産を保護するため、次に掲げる対策を講じるものとする。

- 一 情報セキュリティ関係規定類及び情報セキュリティ実施体制の整備
- 二 情報システム及び情報サービスの適切な管理及び運用
- 三 情報セキュリティインシデントへの適切な対処
- 四 情報システム利用者に対する啓発並びに教育及び訓練
- 五 情報セキュリティ監査の実施及びその結果を踏まえた情報セキュリティ関係規定類の見直し
- 六 前各号を含む情報セキュリティマネジメントの継続的な実施及び改善

(遵守義務)

第4条 本学の情報資産を利用する者並びにその管理及び運用の業務に携わる者は、情報セキュリティ関係規定類を遵守しなければならない。

- 2 情報セキュリティ関係規定類の定めに違反した場合における利用制限及び懲戒等の措置は、秋田県立大学学則、秋田県立大学大学院学則及び本学が定める就業規則のほか、それぞれの規程の定めるところによる。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。